

## 両三柳北業務地区地区計画

名 称	両三柳北業務地区地区計画	
位 置	米子市両三柳字弥兵衛道西の一部	
面 積	約 0. 7 h a	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、一般国道431号沿いの市街化調整区域内に位置し、地区周辺は主に住宅地で形成され、付近には弓ヶ浜公園及び陸上自衛隊米子駐屯地等がある。地区計画を定めることにより、本市の市街化区域内にある地元企業の発展に寄与し、米子市都市計画マスターplanに沿った、幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図るとともに、コミュニティの維持及び良好な都市環境の形成に寄与することを目標とする。
	土地利用の方針	幹線道路の沿道にふさわしい事業用地として土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内に公園を整備し、健康遊具を設置する。
	建築物等の整備の方針	幹線道路の沿道に適した建築物の立地を誘導するため、建物の用途を制限するとともに、建築物の壁面の位置等の制限により、ゆとりのある都市空間を確保し、周辺の景観と調和した街並みの形成を図る。
地区整備計画 建築物等に関する事項	地区施設の配置及び規模	公園 面積：約 200 m <sup>2</sup>
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 物品販売店舗 (2) 展示場 (3) 自動車修理工場 (4) 事務所 (5) 前各号の建築物に附属し、用途上不可分のもの
	容積率の最高限度	200%
	建蔽率の最高限度	60%
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）から道路境界線（角地における隅切り部分を除く。以下同じ。）及び隣地境界線までの距離は、2m以上でなければならない。
	建築物等の高さの最高限度	13m以下とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋根外壁等の色彩は、周辺の景観環境と調和した色合いのものとする。
	緑化率	敷地面積の5%以上とする。
	垣又は柵等の構造の制限	道路境界側の構造は次の各号の一に掲げるものとする。 (1) 生垣 (2) 高さ60cm以下の基礎部分の上に開放的なフェンスを施したもの又は植栽を組み合わせたもの。ただし、門は、この限りでない。
	延床面積の最大限度	1万m <sup>2</sup> 以下とする。